

広島県告示第五百十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として、次のとおり指定した。

平成二十一年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号
財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 第一型研修

1 期日及び会場

期 日	会 場
平成二十一年一月一五日	福山市東桜町一番二一号 広島県民文化センターふくやま
平成二十二年一月三二日	広島市中区河原町一番二六号 広島県環衛ビル
平成二十二年二月七日	広島市中区河原町一番二六号 広島県環衛ビル

2 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	一時間
洗たく物の受取、保管及び引渡し	一時間
洗たく物の処理	一時間
繊維及び繊維製品	一時間
レポート	有

三 第二型講習

1 受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成二十一年一〇月一日	平成二十二年一月三〇日	平成二十二年一月三二日

2 受講対象者

へき地、離島に居住する者、身体障害者、その他知事が適当と認める者

3 科目及びレポート課題

(一) 衛生法規及び公衆衛生

(二) 洗たく物の受取、保管及び引渡し

(三) 洗たく物の処理

(四) 繊維及び繊維製品

四 受講料

1 第一型研修 五千円

2 第二型講習 四千五百円